

国民健康保険制度のデータベースに登録されている

個人番号のお知らせについて

日頃より荒川区の国民健康保険事業にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、医療保険制度の円滑な運営にあたり、皆様に安心してマイナンバーカードを被保険者証としてご利用いただけるよう、荒川区の国民健康保険に加入している世帯に対し、マイナンバーの下4桁を含む加入者情報を送付しています。

このことについては、裏面のQ&Aをご確認いただき、ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

マイナンバー・国民健康保険制度に関する詳しい情報はこちら

■ マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



■ 荒川区ホームページ（国民健康保険）

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kenkouhoken/index.html>



< 問合せ先 >

■ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

受付時間：平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30（年末年始は除く）

■ 荒川区福祉部国保年金課国保資格係

電話 03-3802-3111（代表）内線：2373～2374

受付時間：平日 8:30～17:15（水曜日は19:00まで）

第2、第4日曜日 9:00～12:00



国民健康保険制度のデータベースに登録されている 個人番号のお知らせに係る Q&A



Q 1：このような個人番号を送る意味は何なのか。

A 1：国の通知に基づき、令和 6 年 3 月から 1 0 月までの間に、全ての方に安心してマイナ保険証を利用いただける状況にあることをお伝えするために、個人番号（マイナンバー）の下 4 ケタを被保険者に発送しています。

法令上の根拠としましては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第 2 2 条及び第 6 5 条において「個人情報取扱事業者・行政機関の長等は、個人データ・保有個人情報の正確性の確保等に努めなければならない」と定められており、その考え方を踏まえたものとなります。

Q 2：この通知がきたが、何か手続きをしないといけないのか。

A 2：全ての方に安心してマイナ保険証を利用いただける状況にあることをお伝えするためにお送りしたものですので、この通知を受け取ったからといって何か手続きが必要となるわけではありません。

Q 3：自分だけ通知が送られて、家族の分が送られてこないのはなぜか。

A 3：個人番号のお知らせについては、ご加入されている医療保険者から送られます。ご加入されている医療保険者（お勤めの方は職場の健康保険組合等）にご確認いただきますようお願いいたします。

Q 4：この通知を病院に持参すれば、マイナンバーカードを被保険者証として利用できるのか。

A 4：この通知を持参するだけでは、マイナンバーカードを健康保険証として利用することはできません。もし、ご利用されたい場合は、マイナ保険証の利用登録手续が必要です。

ご自身のスマートフォンからマイナポータルアプリに接続して申し込む、病院・薬局等で備え付けられている顔認証付きカードリーダーやセブン銀行 A T M で申し込む等の方法があります。詳しくは同封のリーフレットをご確認ください。